官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働一一三）　二
○保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（同一一四）　三
〔法規的告示〕
○労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働三〇一）　三
〔その他告示〕
○眼鏡類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一三）　四
○協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第一項の規定により信用協同組合に業務の一部停止を命じた件（金融庁九五）　六
○指定補償金管理機関の指定の件（文化庁二七）　六
○登録確認機関の登録の件（同二八）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二二四）　七
○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局九八）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一〇八）　七
〔国会事項〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
〔人事異動〕
内閣
官庁
裁判所
会社その他
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕
諸事項　八
〔官庁報告〕
官庁事項
同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示（総務省）　八
法　務
公証人任免（法務省）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示
（山形労働局最低賃金公示二、栃木同四、愛媛同二・三、大分同三・四）　八
〔公　告〕
諸事項
証票無効、建設業の許可の取消処分、鉄道財団拡張、軌道財団設定関係　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
戸籍が滅失した件（法務省告示配一三四）　九

省　　令

○厚生労働省令第百十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五百七十七条の二の二　がん原性物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、がん原性物質関係記録等報告書（様式第二十四号の三）に次のリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び記録又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一　前条第五項のリスクアセスメント対象物健康診断個人票（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。） 二　前条第十一項第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び同項第三号の記録	（新設）
第五百九十四条の二　事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。	**第五百九十四条の二**　事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。
2　（略）	2　（略）

様式第二十四号の三の次に次の様式を加える。

様式第24号の３（第577条の２の２関係）

がん原性物質関係記録等報告書

事業の種類		
事業場の名称		
事業場の所在地	電話　（　）	
製造し、又は取り扱ったがん原性物質の名称		
年月日	事業者職氏名	

労働基準監督署長　殿

備考

１　「事業の種類」の欄は日本標準産業分類の中分類により記入すること。

２　この報告書に記載しきれない事項については別紙に記載して添付すること。

附　則

この省令は、令和八年一年一日から施行する。

○厚生労働省令第百十四号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第八条の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録に関する管轄地方厚生局長等の変更） **第十五条**　保険医又は保険薬剤師は、登録に関する管轄地方厚生局長等に変更を生ずるに至つたときは、十日以内に、保険医登録票又は保険薬剤師登録票（以下「登録票」という。）を添えて、その旨、その年月日、氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を変更前の登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。	（登録に関する管轄地方厚生局長等の変更） **第十五条**　保険医又は保険薬剤師は、登録に関する管轄地方厚生局長等に変更を生ずるに至つたときは、十日以内に、保険医登録票又は保険薬剤師登録票（以下「登録票」という。）を添えて、その旨及びその年月日を変更前の登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。
2～5　（略）	2～5　（略）

（保険医及び保険薬剤師に関する届出）

第十六条　保険医又は保険薬剤師は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨、その年月日、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。

一・二　（略）

2　保険医又は保険薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

3　第一項第二号に掲げる事由に係る届出を行う者は、当該届出が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の免許の取消に係るものであるときは、併せて登録票を提出しなければならない。前項の規定により届出を行う者についても、同様とする。

4　（略）

（登録票の書換交付の申請）

第十七条　（略）

2　保険医又は保険薬剤師は、前項の申請をするときは、併せて、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

（登録票の再交付の申請）

第十八条　（略）

2　（略）

3　保険医又は保険薬剤師は、第一項の申請をするときは、併せて、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

（保険医及び保険薬剤師に関する届出）

第十六条　保険医又は保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。

一・二　（略）

2　保険医又は保険薬剤師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失そうの届出義務者は、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

3　第一項第二号に掲げる事由に係る届出を行う者は、当該届出が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の免許の取消に係るものであるときは、あわせて登録票を提出しなければならない。前項の規定により届出を行う者についても、同様とする。

4　（略）

（登録票の書換交付の申請）

第十七条　（略）

（新設）

（登録票の再交付の申請）

第十八条　（略）

2　（略）

（新設）

（登録の抹消の申出）

第二十条　保険医又は保険薬剤師は、法第七十九条第二項の規定により登録の抹消を求めようとするときは、その旨、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に申し出なければならない。

2・3　（略）

（登録の抹消の申出）

第二十条　保険医又は保険薬剤師は、法第七十九条第二項の規定により登録の抹消を求めようとするときは、その旨を登録に関する管轄地方厚生局長等に申し出なければならない。

2・3　（略）

附　則

この省令は、令和八年二月二十四日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百九十四条の二第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。

一　皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質（鉛、一・三―プロパンスルトン、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十六条第一項各号に掲げる物（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を除く。）、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であって、次のイ又はロに該当するもの

イ　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性又は皮膚感作性のいずれかの区分が区分一に該当する旨が示されたもの

ロ　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の二第一項の規定による通知において、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性又は呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかの区分が区分一に該当する旨が示されたもの

二　皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（鉛、一・三―プロパンスルトン、令第十六条第一項各号に掲げる物（石綿等を除く。）、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

三　前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物（第一号に掲げる物の含有量が一重量パーセント以上であるもの又は前号に掲げる物の含有量が厚生労働省労働基準局長の定める基準以上であるものに限る。）

その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第十三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、眼鏡類の表示に関する公正競争規約（昭和六十一年公正取引委員会告示第六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月十八日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　一般社団法人日本メガネ協会（代表理事　風早　昭正）の申請に係る眼鏡類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年十月二十八日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

眼鏡用レンズ、眼鏡用フレーム及び眼鏡の製造業、販売業等

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

眼鏡類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム（以下「眼鏡類」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム（以下「眼鏡類」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（定義） **第３条**　（略） ２～８　（略） ９　この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であつて次に掲げるもの（第１号及び第２号のうち、店内に表示されるものを除く。）をいう。 ⑴・⑵　（略） ⑶　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、インターネットその他これらに類似するものによる広告。	（定義） **第３条**　（略） ２～８　（略） ９　この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であつて次に掲げるもの（第１号及び第２号のうち、店内に表示されるものを除く。）をいう。 ⑴・⑵　（略） ⑶　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送その他これらに類似するものによる広告
（眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示） **第４条**　製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 ⑴　眼鏡用レンズ ア～ウ　（略） エ　頂点屈折力（球面屈折力、円柱屈折力）、プリズム屈折力及び確認度数 オ～キ　（略） ⑵　眼鏡用フレーム ア～キ　（略） ク　製造業者の名称又は略号 ２　（略）	（眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示） **第４条**　製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、明りように表示しなければならない。 ⑴　眼鏡用レンズ ア～ウ　（略） エ　頂点屈折力（球面屈折力、円柱屈折力）及びプリズム屈折力 オ～キ　（略） ⑵　眼鏡用フレーム ア～キ　（略） ク　製造業者の氏名、名称又は略号 ２　（略）
（業務用カタログの必要表示事項） **第５条**　事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 ⑴　業務用カタログを作成した事業者の名称及び住所 ⑵　（略） ⑶　製造業者の名称等 ア・イ　（略） ⑷・⑸　（略）	（業務用カタログの必要表示事項） **第５条**　事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りように表示しなければならない。 ⑴　業務用カタログを作成した事業者の氏名又は名称及び住所 ⑵　（略） ⑶　製造業者の氏名等 ア・イ　（略） ⑷・⑸　（略）
（店頭等における必要表示事項） **第６条**　販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、当該表示が第４条に	（店頭等における必要表示事項） **第６条**　販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明りように表示しなければならない。ただし、当該表示が第４

基づき陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。

⑴　製造業者の名称等

ア・イ　（略）

⑵　（略）

（チラシ等における必要表示事項）

第７条　販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第１号の事項を当該チラシ等に、第２号及び第３号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　販売業者の名称、住所及び電話番号

⑵　品名等

ア　眼鏡用レンズにあつては、

ア）　品名（製造業者の名称、商標、モデル名（品番））

イ）～エ）　（略）

イ　眼鏡用フレームにあつては、

ア）　品名（製造業者の名称、商標、モデル名（品番））

イ）・ウ）　（略）

⑶　（略）

（一般社団法人日本メガネ協会）

第13条　この規約の実施機関は、一般社団法人日本メガネ協会（以下「日本メガネ協会」という。）とする。

（日本メガネ協会の事業）

第14条　日本メガネ協会は、この規約の目的を達成するために次の事業を行う。

⑴～⑽　（略）

（違反に対する調査）

第15条　日本メガネ協会は、第４条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

2　事業者は、前項の規定に基づく日本メガネ協会の調査に協力しなければならない。

3　日本メガネ協会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第16条　日本メガネ協会は、第４条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

2　日本メガネ協会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3　日本メガネ協会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第17条　日本メガネ協会は、第15条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、日本メガネ協会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。

3　日本メガネ協会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

基づき陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。

⑴　製造業者の氏名等

ア・イ　（略）

⑵　（略）

（チラシ等における必要表示事項）

第７条　販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第１号の事項を当該チラシ等に、第２号及び第４号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明りように表示しなければならない。

⑴　販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

⑵　品名等

ア　眼鏡用レンズにあつては、

ア）　品名（製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名（品番））

イ）～エ）　（略）

イ　眼鏡用フレームにあつては、

ア）　品名（製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名（品番））

イ）・ウ）　（略）

⑶　（略）

（眼鏡公正取引協議会）

第13条　この規約の目的を達成するために、眼鏡公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもつて構成する。

（公正取引協議会の事業）

第14条　公正取引協議会は、次の事業を行う。

⑴～⑽　（略）

（違反に対する調査）

第15条　公正取引協議会は、第４条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

2　事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第16条　公正取引協議会は、第４条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第17条　公正取引協議会は、第15条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。

3　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4　日本メガネ協会は、第２項に規定する期間中に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

（規則の制定）

第18条　日本メガネ協会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。

2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○金融庁告示第九十五号

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項の規定により、いわき信用組合に対し、業務の一部停止を命じたので、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月十八日

金融庁長官　伊藤　豊

一　業務の一部停止の範囲

令和七年十一月十七日から同年十二月十六日までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、当組合において命令発出日前に借入等の申込みを受けている者を除く。）に対する融資業務を停止すること。

二　命令発出日

令和七年十月三十一日

○文化庁告示第二十七号

著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）附則第三条第二項の規定に基づき、同法による改正後の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百四条の十八の規定の例により、次に掲げる者を同法第百四条の十九第五項の指定補償金管理機関として指定したので、同条第四項の規定の例により告示する。

令和七年十一月十八日

文化庁長官　都倉　俊一

指定を受けた者の名称　公益社団法人著作権情報センター

指定を受けた者の代表者の氏名　中戸川直史

指定を受けた者の主たる事務所の所在地　東京都中野区本町一丁目三十二番二号ハーモニータワー二十二階

補償金管理業務を行う事務所の名称　公益社団法人著作権情報センター

補償金管理業務を行う事務所の所在地　東京都中野区本町一丁目三十二番二号ハーモニータワー二十二階

指定をした年月日　令和七年十月二十一日

○文化庁告示第二十八号

著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）附則第四条第二項の規定に基づき、同法による改正後の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百四条の三十三第一項の規定の例により、次に掲げる者を同項の登録確認機関として登録したので、同法第百四条の三十四第六項の規定の例により告示する。

令和七年十一月十八日

文化庁長官　都倉　俊一

登録番号　一

登録年月日　令和七年十月二十一日

登録を受けた者の名称　公益社団法人著作権情報センター

登録を受けた者の主たる事務所の所在地　東京都中野区本町一丁目三十二番二号ハーモニータワー二十二階

確認等事務を行う主たる事務所の名称　公益社団法人著作権情報センター

確認等事務を行う主たる事務所の所在地　東京都中野区本町一丁目三十二番二号ハーモニータワー二十二階

○関東地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
群馬県利根郡みなかみ町吹路字反り一一五番一から同町吹路字反り一二九番五まで	前	一二・〇五～一七・九一メートル	一四・五三～三七・四四キロメートル
	後	一二・〇五～一七・九一メートル	一四・五三～三七・四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年十一月十八日

中部地方整備局長　森本　輝

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：接触ろ床方式

製造者の住所・氏名	浄化槽の名称	認定番号
愛知県名古屋市中区丸の内一丁目16番15号名古屋シミズ富国生命ビル14階　フジクリーン㈱ 代表取締役社長　後藤　雅司	フジクリーン　ＣＢ－５型	5－25－H－002
栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　フジクリーン㈱　那須工場	〃　ＣＢ－７型	〃　－１
栃木県下野市中大領308－２　㈱前田工業	〃　ＣＢ－10型	〃　－２
岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525－１　フジカ化成㈱		
岐阜県美濃加茂市下米田町西脇957－１　フジカ化成㈱　美濃加茂工場		
愛媛県松山市住吉一丁目７番15号　関西運送㈱		
福岡県飯塚市綱分1471－７　フジクリーン㈱　飯塚工場		

○近畿地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
洲本市炬口字宮ノ上続二七四番三から同市炬口字宮ノ上続二五二番四まで	前	一二・四八～一五・一〇	八一・九一メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八一・九一～一二・四八	〇・一七八キロメートル	
洲本市炬口字宮ノ上続二五二番四から同市宇山三丁目三八番一まで	前	八・八八～一〇・一〇	七四・三二	
	後	八・八八～一四・一〇	七四・三二～一〇三・三六	
	A	一〇・一〇～一〇三・三六	二・〇三九	
	B	一〇三・三六～一〇三・三六	二・三五五～二・〇三九	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道にＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する再質問主意書（八幡愛提出）

衆議院議員屋良朝博提出揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置推進等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出訪問介護事業所への支援等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出農業簿記の制度的支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率及び利益相反防止策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出病院と診療所の支援等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規眞提出持続可能な保護司制度の確立に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出公益通報者保護法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸提出「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問に対する答弁書

答弁書受領

十一月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員屋良朝博提出朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸提出PＦＡＳ（有機フッ素化合物）評価書及び対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置推進等に関する質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

十一月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員伊勢崎賢治提出ジェノサイドの罪の慣習国際法化に関する質問に対する答弁書（第二八号）

参議院議員伊勢崎賢治提出アジア開発銀行（ＡＤＢ）の原発支援への方針転換に関する質問に対する答弁書（第二九号）

人事異動

内閣

（川崎簡易裁判所判事・横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　**榆井　英夫**

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（千葉地方裁判所判事・千葉簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　松本　圭史

簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上十一月十三日）

（総務省国際戦略局技術政策課長）総務技官　寺岡　秀礼

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（総務省国際戦略局参事官）総務事務官　安東　高徳

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上十一月十四日）

叙位・叙勲

○叙位

（高エネルギー物理学研究所名誉教授）　岡部　正英

従四位に叙する　坂部　知平

（総務省国際戦略局参事官）　武田　人士

従五位に叙する　木山　正昭　久保田ひろ子

浮内　彰　櫻橋　賢次

倉石　光將　廣田　計邑

正六位に叙する（各通）　清水　順二

乾　清孝　片淵　英正　長島　正一

清水　雅仁　土屋　強　松井彰三郎

正木　茂勝

従六位に叙する（各通）　早川　建夫

永松　秀男　牧野　勲

正七位に叙する（各通）（以上十月九日）　萩原　秋夫

（旭川医科大学名誉教授）

従四位に叙する

正五位に叙する

従五位に叙する　亀谷　長久

祝迫　登　佐野　淳一

合津　十郎　山田　良之

森脇　政弘

正六位に叙する（各通）　大沢昌太郎

秋葉　敬　加世田正一　岡村　勝

小川　好美　東條　良忠　佐藤　恭一

田代　要治　深松　國弘　西原　篤一

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する　上田　幸利

大内　和稔　永田　元幸

従七位に叙する（各通）（以上十月十日）　服部　征雄

（富山大学名誉教授）

正四位に叙する　木村　秀雄

（東京大学名誉教授）

従四位に叙する　森田　治

白武　隆之　中田　傳

従五位に叙する（各通）　小林　豊昌

井上　功　今村　茂男　大岩　信也

木村　隆一　藪中　昭

正六位に叙する（各通）　佐久間健次

愛川　勝弘　坂田　正治　松田　義則

佐藤　芳雄　林　一夫

松平　司郎　渡部　正晴

従六位に叙する（各通）　平山　保典

小沼　茂　永井七五三男

正七位に叙する（各通）　熊谷　弘

江口　修

従七位に叙する（各通）（以上十月十一日）　水本　勲

唐崎　正則

正五位に叙する（各通）　小林　茂夫

従五位に叙する　豊國　俊春

阿部　忠彦　古谷野幹男

長岡　寅男　成澤　強

正六位に叙する（各通）　池田外三夫

青柳　賢二　秋友　幹夫　西郷　勝義

稲垣　和惠　鍛治　篤　高嶋　宇平

坂本　利久　白倉　貴　豊岡　孝一

多賀　信雄　丁子谷　悟　萬木　進

本川　清　山本健次郎

従六位に叙する（各通）

秋山　肇　大橋　良男
反田　康彦　中村　隆志
正七位に叙する（各通）
伊東　俊治　恩田　正晴
加賀美　勇　後藤　元
従七位に叙する（各通）（以上十月十二日）
宮崎　展壽
従七位に叙する（十月十四日）
平井　啓司
従五位に叙する
高坂　昭雄
従六位に叙する
坂井　繁好
正七位に叙する（以上十月十五日）
平岡　文男
正七位に叙する（十月十六日）
藤本久仁彦
正七位に叙する（十月十七日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（十月九日）
原野　敏彦
旭日単光章を授ける（十月十日）
倉持　均尚
旭日単光章を授ける（十月十日）
石丸庄左衛門
旭日単光章を授ける（十月十二日）
（高エネルギー物理学研究所名誉教授）
坂部　知平
瑞宝小綬章を授ける
乾　清孝　久保田ひろ子
清水　雅仁　武田　人士
瑞宝双光章を授ける（各通）
山森　直樹
瑞宝単光章を授ける（以上十月九日）
（旭川医科大学名誉教授）
牧野　勲
瑞宝小綬章を授ける
岡村　勝　合津　十郎
東條　良忠　萩原　秋夫
山田　良之
瑞宝双光章を授ける（各通）
井口　行夫　大内　和稔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十日）
木村　秀雄
瑞宝単光章を授ける
（東京大学名誉教授）
井上　功
瑞宝中綬章を授ける
東條　良忠　萩原　秋夫
山田　良之
瑞宝双光章を授ける（各通）
井口　行夫　大内　和稔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十日）
木村　秀雄
瑞宝単光章を授ける
（東京大学名誉教授）
井上　功
瑞宝中綬章を授ける
島　孝彦
森脇　政弘

第４号中「１時間991円」を「１時間1,061円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月18日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間996円」を「１時間1,066円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

証 票 無 効

法人．地方法人．復興特別法人．所得．復興特別所得．消費．地方消費（譲渡割）．印紙税に関する質問検査章

令和５年７月10日交付　第令５―000000023号

岐阜南税務署　財務事務官　若山　綾花　名義分

令和７年10月31日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年11月18日　国　税　庁

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月18日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年10月17日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　鎰山工房株式会社　吉田　勝幸　福島県白河市円明寺23―１　国土交通大臣許可（般―06）第27711号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年10月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

鉄道財団拡張の公告

令和７年８月18日付け官報で公告した大阪府豊中市寺内二丁目４番１号北大阪急行電鉄株式会社所有の千里中央・南北線鉄軌分界点間について、令和７年10月22日鉄道財団拡張の登録をしたので、鉄道抵当法施行規則第17条の４の規定により公告する。

令和７年11月18日　国土交通省

軌道財団設定の公告

令和７年８月18日付け官報で公告した大阪府豊中市寺内二丁目４番１号北大阪急行電鉄株式会社所有の南北線鉄軌分界点・箕面萱野間について、令和７年10月28日軌道財団設定の登録をしたので、軌道ノ抵当ニ関スル法律第１条において準用する鉄道抵当法第36条第２項の規定により公告する。

令和７年11月18日　国土交通省

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１１号
栃木県那須塩原市西栄町７番１号
清算株式会社　株式会社Ｓｗｅｅｔｆｉｓｈ　Ｂｌｕｅｓ
代表清算人　竹田　共佳
１　決定年月日　令和７年10月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第４号
千葉県八街市八街は15番地82
清算株式会社　株式会社金川工業
代表清算人　金川　寛明
１　決定年月日　令和７年11月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（ヒ）第２０７８号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＮＫ管財株式会社
代表清算人　佐藤　英人
１　決定年月日　令和７年10月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０８４号
東京都港区西新橋１丁目６番13号柏屋ビル
清算株式会社　株式会社浅野製作所
代表清算人　浅野　大介
１　決定年月日　令和７年10月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２１号
愛知県高浜市田戸町２丁目２番地44
清算株式会社　三州野安株式会社
代表清算人　野口　安則
１　決定年月日　令和７年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（ヒ）第３０３２号
大阪府吹田市豊津町31番27号
清算株式会社　株式会社ワールドスタイル
代表清算人　服部　浩士
１　決定年月日　令和７年10月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００７号
横浜市鶴見区矢向６丁目６番13号
清算株式会社　株式会社川崎管財
代表清算人　岡田　恭平
１　決定年月日　令和７年11月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本件債権
特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した、各協定債権者（別紙「本件債権額一覧」に記載の債権者をいう。）の協定債権のうち、元金部分及び清算株式会社の解散日（令和７年４月11日）までに発生した利息並びに遅延損害金にかかる債権を「本件債権」とする。
２　債権額
各協定債権者の特別清算開始決定日における本件債権額は、別紙「本件債権額一欄」のとおりである。
３　弁済の場所
本協定における弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は各協定債権者の負担とする。

第２　債務の弁済及び免除
１　清算株式会社は、各協定債権者（但し、宇田川章を除く。）に対し、本協定認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用（特別清算終結までに生じる法人税均等割を含む。）を控除した残額を、本件債権額に応じて弁済する。
２　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（本件債権に付随する利息、遅延損害金、違約金も含まれる。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者（但し、宇田川章を除く。）に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、本件債権額に応じて按分して支払う。この場合においては、前項の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３号

福井市三十八社町32字20番１
清算株式会社　株式会社タケダ開発
代表清算人　武田　　茂
１　決定年月日　令和７年10月31日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　基本方針
株式会社タケダ開発（以下「特別清算会社」という）は、その経営する預託金会員制ゴルフ場（「杉ノ木台ゴルフクラブ」。以下、「本件ゴルフ場」という。）における会員の施設利用権を保護するとともに、会員を含む債権者に対するできる限り最大限の弁済を行うことを目的として、この協定（以下「本件協定」という）を策定した。
すなわち、特別清算会社は、（福井地方裁判所の許可を得て、令和７年５月１日、新設分割手続（以下、本件新設分割という。）により新たに設立した株式会社杉ノ木台ゴルフクラブ（以下、「新会社」という。）に本件ゴルフ場事業を承継させ、これに対し、交付を受ける新会社の株式（以下「本件株式」という）を、同日、本件株式を株式会社ノザワワールド（以下、「本件スポンサー」という。）に売却（以下「本件株式譲渡」という）することによりで弁済原資の増加を図り、(ii)本件スポンサーとの間で、本件ゴルフ場の施設利用を希望する会員のために入会金及び預託金の負担なく新規に会員契約を締結する機会を提供することを合意することにより、会員の施設利用権の実質的に維持することを図ることにした。
以上のように、本件協定は、本件スポンサーの協力を得ることによって、本件ゴルフ場の会員の施設利用権を実質的に保護しつつ、会員を含む債権者に対して可能な限りの弁済をすることを基本方針としたものである。
第２　通則
１　定義
⑴　会員預託金債権
本件協定の認可決定確定時において、特別清算会社との間で本件ゴルフ場に係る会員契約を締結し、かつ、名義書換を完了している会員（その相続人を含む。以下、「会員預託金債権者」という。）が有する債権をいう。
⑵　一般協定債権
特別清算会社に対する金銭債権から、(i)会員預託金債権、(ii)一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、(iii)特別清算の手続のために特別清算会社に対して生じた債権、(iv)特別清算の手続に関する特別清算会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　本件協定の対象となる債権
本件協定の対象となる会員預託金債権及び一般協定債権（以下、併せて「本件協定債権」という。）について、本件協定による権利の変更及び弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、及び発生原因等にかかわらず、債権者ごとに全ての債権を合算して１つの債権とみなす。
第３　権利変更及び弁済方法
１　会員契約の解除
会員預託金債権者と特別清算会社との間の本件ゴルフ場に係る会員契約は、本件協定の認可決定確定時に当然に解除となる。
２　弁済
⑴　弁済の金額
特別清算会社は、本件協定債権を有する債権者（ただし、株式会社タケダレース、株式会社武田機械、タケダニット協同組合、及び武田茂（以下併せて「タケダレース等」という）を除く。以下、「本件協定債権者」という）に対し、本件協定の認可決定確定日の属する月の末日から２か月以内（以下「本件弁済期限」という）に、別紙債権者一覧表の「弁済額」欄記載のとおり、本件協定債権の金額（ただし、特別清算会社が本件協定債権者に対して期限の到来した反対債権（年会費支払い請求権等）を有する場合は、本件協定債権と当該反対債権の相殺後の残額（別紙債権者一覧表の「債権額（相殺後）」欄記載の金額））の2.6％に相当する金員をそれぞれに対し弁済する（以下「本件弁済」という）。
⑵　弁済の方法
本件弁済は、特別清算会社の本店所在地において行う。
特別清算会社は、本件協定債権者の住所変更等やむを得ない事情により本件弁済期限までに弁済できなかった場合、直ちに弁済すべき額を供託し、弁済までに遅延した期間に係る遅延損害金等は生じないものとする。
本件協定債権の弁済額の計算にあたり生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　免除等
⑴　本件協定債権者
本件協定債権者は、本件弁済を受けた時点で、特別清算会社に対し、本件協定債権から弁済を受けた金額を控除した残額の債務（利息債務及び遅延損害金債務を含む。）を免除する（以下、「本件免除」という。）。
特別清算会社は、本件弁済後、新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本件協定債権の割合に応じて、追加で弁済する（以下、「本件追加弁済」という。）。この場合、本件免除は、本件追加弁済の限度で、本件弁済時に遡って効力を失う。但し、弁済費用が各債権者に対する弁済費用（振込費用等）を超過する場合には、追加弁済はしない。
⑵　タケダレース等
タケダレース等は、本件協定の認可決定が確定したときは、特別清算会社に対し、それぞれが有する本件協定債権全額について、その債務を免除する。
⑶　年会費支払い請求権等
特別清算会社は、本件協定の認可決定が確定したときは、本件ゴルフ場の会員に対する年会費支払い請求権（ただし上記２⑴に定める相殺の対象とする年会費支払い請求権を除く）を放棄する。
第４　会員預託金債権についての特則
会員預託金債権者は、新会社に対して、本件協定の認可決定確定日の前日までに保有していた本件ゴルフ場に係る会員権の種別（ただし９ホールの会員は18ホールの会員として扱う）と口数毎に、入会の意思表示を行い、新会社との間で、入会金及び預託金を負担することなく、新会社の定める会則に従って本件ゴルフ場に係る会員契約を新規に締結できるものとする。
（別紙添付省略）

福井地方裁判所民事部

監 督 命 令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和七年十一月十八日
東京都目黒区大橋一丁目五番一号
（甲）合同会社ＫＴＭ
代表社員　塚本　啓太
東京都目黒区大橋一丁目五番一号
（乙）合同会社ＫＴＳ
代表社員　塚本　啓太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月五日
掲載頁　七頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月六日
掲載頁　六十一頁（号外第二四五号）

令和七年十一月十八日
東京都台東区台東二丁目二三番七号
（甲）ヘンリーシャインジャパンイースト株式会社
代表取締役　加藤　大慶
東京都台東区台東二丁目二三番七号
（乙）株式会社アイ・デンタル・インフォメーション
代表取締役　田中　幸司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に、お申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　九十頁（号外第九十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月三日
掲載頁　一〇一頁（号外第二二二号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月三日
掲載頁　一〇八頁（号外第二二二号）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日
東京都足立区千住橋戸町二三番地
（甲）千住金属工業株式会社
代表取締役社長　鈴木　良一
岩手県一関市東山町長坂字丸森八六番地五
（乙）千住電子工業株式会社
代表取締役社長　奥野　哲也
宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂一七八八〇番地二五
（丙）千住技研株式会社
代表取締役社長　奥野　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　五頁
令和七年十一月十八日
東京都港区六本木三丁目二番一号
（甲）合同会社ＤＭＭ．ｃｏｍ
代表社員
株式会社ＤＭＭ．ｃｏｍホールディングス
職務執行者　亀山　敬司
東京都港区六本木三丁目二番一号
（乙）株式会社ＤＭＭ　Ｃｒｙｐｔｏ
代表取締役　亀山　敬司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十九日
掲載頁　六頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　五頁
令和七年十一月十八日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
（甲）日本ＧＬＰ株式会社
代表取締役　帖佐　義之
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
（乙）株式会社モノフル
代表取締役　藤岡　洋介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日を予定しております。また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一〇二頁（号外第七十二号）

令和七年十一月十八日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
（甲）株式会社船井総合研究所
代表取締役　眞貝　大介

東京都中央区八重洲二丁目二番一号
（乙）株式会社プロシード
代表取締役　柳楽　仁史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この吸収合併の効力発生日は令和八年一月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十三日を予定しております。なお、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二三五頁（号外第一六九号）
（旧商号　ＳＡＥリマックス株式会社）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二三五頁（号外第一六九号）

令和七年十一月十八日
滋賀県長浜市宮部町一〇九八番地三
（甲）プレミアオートパーツ株式会社
代表取締役　太田　航

岐阜県羽島市舟橋町出須賀二丁目一番地
（乙）セントパーツ株式会社
代表取締役　種谷　謙一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のロボット機器・ソリューション及びデジタル化ソリューション・サービスの設計、開発、製造、販売及びサービス提供事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月三日
掲載頁　七十二頁（号外第七十六号）

令和七年十一月十八日
東京都品川区大崎二丁目一番一号
（甲）ＡＢＢ　Ｒｏｂｏｔｉｃｓ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　浅利　貴

東京都品川区大崎二丁目一番一号
（乙）ＡＢＢ株式会社
代表取締役　ロイック・ペコンドンー　ラクロワ

吸収分割公告

当社は、吸収分割により第一Ｑソーラー合同会社（住所東京都港区芝四丁目一三番二号）の電力会社向け再生可能エネルギー電気供給事業に関する権利義務を承継し、また、吸収分割により第四Ｑソーラー合同会社（住所東京都港区芝四丁目一三番二号）の電力会社向け再生可能エネルギー電気供給事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号
宮崎高原ソーラー合同会社
代表社員　一般社団法人宮崎高原ソーラーマネジメント
職務執行者　三品　貴仙

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社船井総合研究所（乙、東京都中央区八重洲二丁目二番一号）の人的資本経営支援コンサルティング事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　八十一頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　四頁

令和七年十一月十八日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
株式会社ＨＲ　Ｆｏｒｃｅ
代表取締役　小梢　泰子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号
（甲）鯱キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階
（乙）合同会社クリシュナ
代表社員　小口　裕太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日
北海道江別市五条六丁目一四番地
ル・カレン合同会社
代表社員　御厩　**隆**

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十九日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｔｏｕｃｈｗｏｏｄとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日
千葉県野田市木間ケ瀬四五五四番地
合同会社Ｔｏｕｃｈｗｏｏｄ
代表社員　兼子　義光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日
東京都板橋区三園一丁目三八番四号
合同会社オアシス
代表社員　古谷　敦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十五日であり、組織変更後の商号はユーズＡＩ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日
東京都練馬区早宮三丁目三一番九号
ユーズＡＩ合同会社
代表社員　鈴木　健太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都杉並区阿佐谷北二丁目一三番二〇号

合同会社ネクストムーブ

代表社員　福嶋　千尋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は久喜ロジスティック株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都中央区京橋二丁目一一番三号服部ビル七〇一

久喜ロジスティック合同会社

代表社員　八十嶋勝一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都練馬区旭町一丁目八番一号サンフラワー徳力四一九号室

日本大徳生命科学合同会社

代表社員　劉　暁力

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社マスケンとします。

効力発生日は令和七年十二月二十二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十一月十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

相模原市南区下溝三五五番地八

合同会社増田建材

代表社員　増田　義博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、組織変更後の商号は阿部カンパニー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

三重県鈴鹿市住吉町八三〇九番二

阿部カンパニー合同会社

代表社員　阿部ミグエル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

大阪市北区梅田二―二―二ヒルトンプラザウェスト十八F

今から先への医療合同会社

代表社員　酒井　康雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

熊本県合志市幾久富一七五八―七七

合同会社ロイヤルアセット

代表社員　髙木　進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

熊本市東区石原一丁目三―一

合同会社エフォート

代表社員　髙木　進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十九日であり、組織変更後の商号は株式会社ＩＭＧとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

沖縄県那覇市牧志一丁目一―一四

ＩＭＧ合同会社

代表社員　佐藤　健

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十一月十九日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十二月四日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十一月十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

（甲）株式会社博報堂ＤＹホールディングス

代表取締役社長　西山　泰央

東京都千代田区九段南四丁目二番一一号アビスタ市ヶ谷ビル二階Ｃ

（乙）ＨＩＢＣ株式会社

代表取締役　鉢嶺　登

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十一月十九日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十二月四日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十一月十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

（甲）株式会社博報堂ＤＹホールディングス

代表取締役社長　西山　泰央

東京都渋谷区広尾四丁目一番三一―一〇〇七号

（乙）株式会社タイム・アンド・スペース

代表取締役　野内　敦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十四日を予定しており、株主総会の決議は令和七年十一月十八日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　八十一頁（号外第九十四号）

令和七年十一月十八日

東京都品川区上大崎二丁目一〇番四四号

ＮＡＶＥＲ　Ｊ．Ｈｕｂ株式会社

代表取締役　金　鎭熙

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.atariya.co.jp/kanzai/koukoku.html

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

株式会社アタリヤ管財

代表取締役　矢口　実

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少し三百二十四万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月六日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十八日

東京都大田区蒲田四丁目一九番一号

有限会社木崎屋洋品店

代表取締役　木崎　詠子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月五日

掲載頁　七十一頁（号外第二四四号）

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目九番七号フロンティア新宿タワー三二二号室

株式会社フォワード

代表取締役　名古屋考平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四百九十九万三千九百四十二円減少することにし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/551352/announces

令和七年十一月十八日

東京都江東区新木場一丁目一七番八号

株式会社Ｄｉｏｓｅｖｅ

代表取締役　岸田　和真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千二百四十七万二千三百九十五円減少し、減少額のうち二億二千七百六十六万九千五百八十五円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://gorlem.com

令和七年十一月十八日

東京都千代田区一番町一五番地二一　一番町コート七階

株式会社ゴーレム

代表取締役　野村　大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百三十五万円減少して、十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十一月十八日

富山県高岡市昭和町三丁目二番一二号

ＴＭ合同会社

代表社員　髙田　和夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://hikoneichiba.com

令和七年十一月十八日

滋賀県彦根市安食中町三二七番地

彦根総合地方卸売市場株式会社

代表取締役　田島　一成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九六二万五千円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　九十頁（号外第二四六号）

令和七年十一月十八日

京都市南区吉祥院石原野上町一番地

株式会社鈴木松風堂

代表取締役　鈴木　隆一

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月十日開催の臨時株主総会において、資本金三千万円を二千万円減少することを決議したので、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、資本の欠損の補填に充てるべき金額

二千万円

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十八日

京都府福知山市字堀二四〇七番地の二

三建ビルド有限会社

取締役　芦田　慶子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億一千五百万円増加し、五億一千六百万円とすることを条件として、資本金の額を五億六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十八日

広島市西区三篠町三丁目一〇番二号

株式会社ＤＰＩＣ　Ｓ１

代表取締役　玉澤　康一

令和七年十一月十八日

東京都千代田区九段南二丁目四番一二号

ＫＡＩＳＥＲ　ＡＳＳＥＴ株式会社

代表取締役　橋田　宏彦

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月二十二日を効力発生日とするＫＡＩＳＥＲ　ＡＳＳＥＴ株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　九十一頁（号外第二四六号）

令和七年十一月十八日

札幌市白石区菊水三条一丁目一番二〇

株式会社ＡＡＨグループ

代表取締役　小林　英樹

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十七日を効力発生日とするトモヱ商流株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十八日

茨城県古河市下辺見一九五五番地

トモヱホールディングス株式会社

代表取締役　中田　俊之

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月十九日を効力発生日とする株式会社ＫＡＩＳＥＲ　ＨＯＬＤＩＮＧＳとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　六十頁（号外第二四八号）

令和七年十一月十八日

東京都千代田区九段南二丁目四番一二号

ＫＡＩＳＥＲ　ＡＳＳＥＴ株式会社

代表取締役　橋田　宏彦

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月二十二日を効力発生日とするＫＡＩＳＥＲ　ＡＳＳＥＴ株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番二号

株式会社ＫＡＩＳＥＲ

代表取締役　橋田　宏彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　四十六頁（号外第六十三号）

令和七年十一月十八日

福井県福井市石橋町第二九号七三番地三

福井キヤノンマテリアル株式会社

代表取締役　植松　弘規

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十四億四千五百九十八万二千三百五十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　八十一頁（号外第六十九号）

令和七年十一月十八日

三重県伊賀市三田字東大町四一〇番地の七

上野キヤノンマテリアル株式会社

代表取締役社長　安成　忠之

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月三十一日を効力発生日とする南九州エッグシステム株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、令和七年十月三十一日に効力発生したフュージョン株式会社との株式交換による資本準備金の増加額及び本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　一八三頁（号外第一九一号）

令和七年十一月十八日

宮崎県日向市大字平岩八三五六番地

アミューズ株式会社

代表取締役　赤木八寿夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百五十万円、資本準備金の額を一億二千四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一八二頁（号外第一六七号）

令和七年十一月十八日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

株式会社シルバーキャピタルインベストメント

代表取締役　磯上　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千九百二十九万円、資本準備金の額を九億三千四百八万九千五十円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十八日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社ＭＦＳ

代表取締役　中山田　明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千六百八十三万六千五百五円、資本準備金の額を七億九千八百四十六万九千八百十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://dinette.co.jp/

令和七年十一月十八日

東京都渋谷区桜丘町一番一号渋谷サクラステージＳＨＩＢＵＹＡタワー二一階

ＤＩＮＥＴＴＥ株式会社

代表取締役　尾﨑　美紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百万円、資本準備金の額を四千八百万円減少し、それぞれ一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月五日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　七十六頁（号外第一七七号）

令和七年十一月十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号

株式会社まちのわホールディングス

代表取締役　入戸野真弓

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十八日

岩手県北上市北工業団地五番二九号

キオクシア岩手株式会社

代表取締役社長　柴山耕一郎

令和七年十一月十八日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社ＭＦＳ

代表取締役　中山田　明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千六百八十三万六千五百五円、資本準備金の額を七億九千八百四十六万九千八百十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://dinette.co.jp/

令和七年十一月十八日

東京都渋谷区桜丘町一番一号渋谷サクラステージＳＨＩＢＵＹＡタワー二一階

ＤＩＮＥＴＴＥ株式会社

代表取締役　尾﨑　美紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百万円、資本準備金の額を四千八百万円減少し、それぞれ一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月五日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　七十六頁（号外第一七七号）

令和七年十一月十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号

株式会社まちのわホールディングス

代表取締役　入戸野真弓

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十八日

岩手県北上市北工業団地五番二九号

キオクシア岩手株式会社

代表取締役社長　柴山耕一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十八日

福井市西開発三丁目五〇四番

株式会社和田大理石北陸

代表取締役　松尾　稔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十八日

名古屋市中村区太閤三丁目五番五号

藤田電機工業株式会社

代表取締役　藤田　真史

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるムロチェク・ミハエル・ラファエルが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

大阪府大阪市此花区夢洲中一丁目一番二〇号（二〇二五年万博会場内）ポーランド館Ａ三六区画（ＰｏｌａｎｄＰａｖｉｌｉｏｎ、Ｐｌｏｔ　Ａ三六）

ｔｈｅｆｏｏｄ．ｐｌ

日本における代表者

ムロチェク・ミハエル・ラファエル

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千六百七十八万三千四百七十九口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七千四百九十六万七千四百九十一口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資九千三百九十五万六千四百四十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ７特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千二百三十二万千八百十九口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ８特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四千二十九万三千八百十四口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千百七万六千五十五口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一億八千七百九十四万八千三百三十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百五十三億六千七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年三月三十一日付官報の号外第七十二号一〇八頁に掲載されています。

令和七年十一月十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

尼崎４ロジスティック特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百三十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s09305-d146s/

令和七年十一月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

小郡干潟開発特定目的会社

取締役　名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億三千二百二十八万千八百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000743/c9q5/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億千二百六十四万三千百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000612/9ci5/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十七億二千九百八十五万二千九百四十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000050/c37g/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ２特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億二千三百二十一万四千十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000123/38sv/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億四千六百三十九万五千十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0001170/3a7v/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十三億二千七百四十八万九百六十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0001369/vr96/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ５特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千五百四十九万四千百九十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l083/a8b9/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千六百七十八万三千四百七十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l285/d8k9/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千四百九十六万七千四百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l286/u9y4/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千九百十四万二千八百十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l322/2n8f/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ５特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九千三百九十五万六千四百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l352/x87y/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ７特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千二百三十二万千八百十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l362/st64/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ８特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千二十九万三千八百十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l364/5x2p/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九千五百七十七万二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l363/c4o6/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ１０特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千百九十四万八千三百二十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l407/2nm7/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ１１特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千百七万六千五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l357/j83x/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億八千七百九十四万八千三百三十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l351/4cf9/

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千七百三十二万三千八百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ５特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千八百三十二万千七百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ６特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千八十二万二千八百十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ７特定目的会社

取締役　吉岡　淳

訂正公告

令和七年十一月六日掲載の株式会社布川交通及び布川交通株式会社に係る吸収分割公告中、「株式会社布川交通」とあるは、「（甲）株式会社布川交通」に「布川交通株式会社」とあるは、「（乙）布川交通株式会社」の誤りにつきそれぞれ訂正いたします。

令和七年十一月十八日

扱　店